

障害福祉サービス等に係る給付費の審査について(法改正関係)

社会保障審議会障害者
部会

第89回
(H30.3.2)
資料4

【審査支払事務の見直し(国保連における一次審査と市町村等における二次審査)】

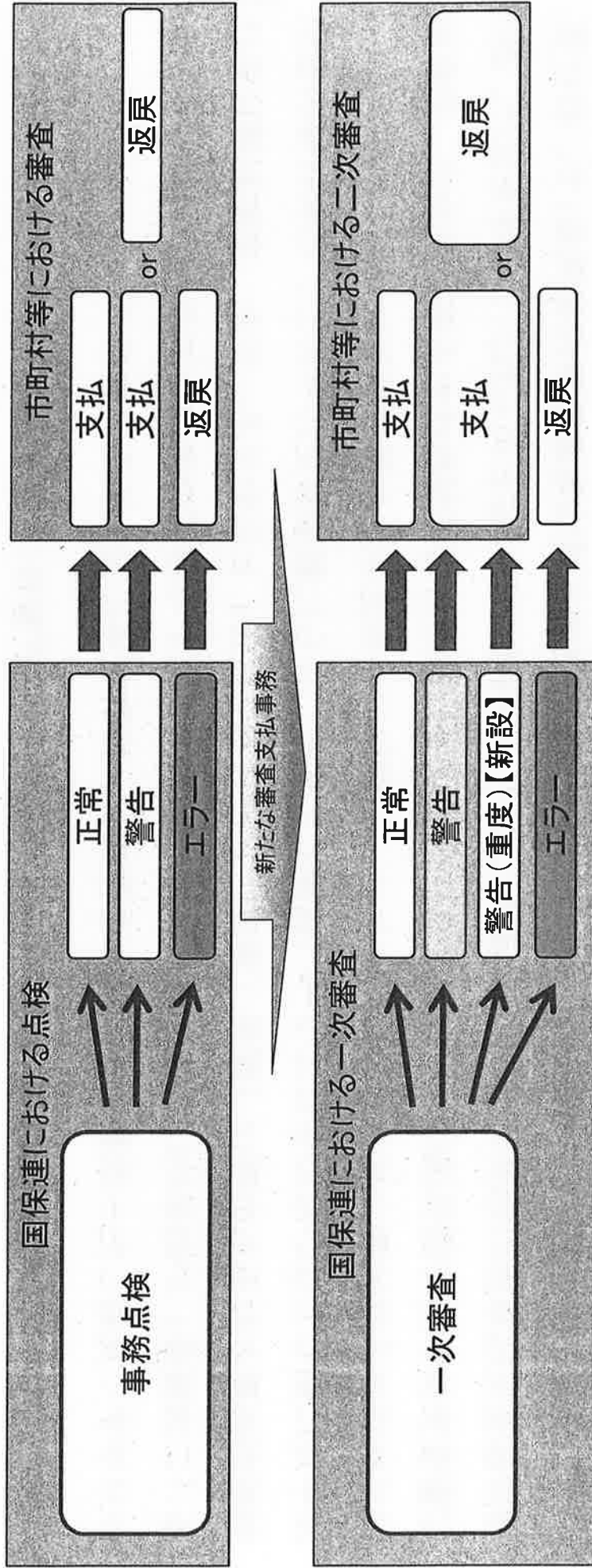
- 給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう「改正障害者総合支援法等」において、自治体が国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定が盛り込まれた。（平成30年4月施行）
- 改正法成立後、国民健康保険中央会における「障害者総合支援法等審査事務研究会」で、給付費等の審査支払事務の効果的・効率的な実施に向け、報告書が取りまとめられたこと等を受け、新たな審査支払事務で国保連は、「一次審査」において、都道府県等が作成する事業所台帳、市町村等が作成する受給者台帳等と照らし合わせ、問題ないと判定された請求情報は正常、報酬算定ルールに則してないもの等はエラー（返戻）とする。さらに報酬算定ルール上、市町村等の個別判断が必要となるものは「警告（重度）」として「警告」と区分する。また、市町村等における「二次審査」が効果的に実施されるよう、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージをわかりやすく見直した一次審査結果資料を作成し、市町村等に提供する等を行う。（別紙参照）
- 市町村等は「二次審査」において、国保連の「一次審査」で「警告（重度）」及び「警告」となった項目について、支払とするか「返戻」とするかの判断等を行う。

資料 3

国保連における一次審査と市町村等における二次審査

別紙

○ 現在、国保連では市町村等における審査を支援するため、「事務点検」を実施しているが、新たな審査支払事務においては、国保連で「一次審査」を行い、一次審査における受付審査、資格審査及び支給量審査において、問題ないと判定された請求情報については、正常とする。また、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの(エラー)については、国保連の審査による返戻として処理する。



実施項目

国保連において新たに実施する内容

「警告」から「エラー」への移行
事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致等、これまで「警告」とし、市町村で審査していたものうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連の審査で「エラー(返戻)」とする。

「警告(重度)」の追加
報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係し、機械的に判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものについて、「警告(重度)」と区分する。

審査内容の拡充
これまでの事務点検ではチェックを行わず、市町村の審査においてチェックしていたものうち、機械的にチェックができるものについて、チェック内容を拡充する。
例: 同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック など

一次審査結果資料の作成
市町村における二次審査を効率的に行うことができるようにするため、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージをよりわかりやすい内容に見直す等、国保連の一次審査の結果として市町村に提供する資料の内容を充実する。

2. 国保連合会で実施する一次審査について

- 第一段階(平成30年度下期)の移行対象エラーコードは、以下のとおり。
研究会報告書の提言を受け、エラーコードのメッセージのメッセージを見直しを行うため、一覧上は現行のメッセージと見直し後のメッセージを併記している。(チェック要件を細分化した新規エラーコードの「メッセージ(現行)」列には、細分化前のエラーコードのメッセージを記載)

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
1	EE01	※受付: 明細情報に一致するサービス種類が日数情報に存在なし	★受付: 明細情報の「サービスコード」に該当する「サービス種類」が日数情報に存在していません
2	EE04	※受付: 利用日数管理票・原則日数総和が各月原則日数の合計超過	★受付: 請求明細書の利用日数管理票の「原則日数の総和」が「対象期間(開始)」から「対象期間(終了)」の原則日数の合計を超えています
3	EE05	※受付: モニタリング日が記載されていません	★受付: モニタリング日が設定されていません
4	EF21	※受付: 集中支援加算と退院・退所月加算は併給できません	★受付: 集中支援加算と退院・退所月加算は同一月に算定できません
5	EJ28	※受付: 上限額管理事業所の項番が1になっていません	★受付: 上限額管理結果票の項番1以外に上限額管理事業所(相談支援事業所以外)が設定されています
6	EJ29	※受付: 日数情報の利用日数がサービス利用日数を超過しています	★受付: 請求額集計欄の「サービス利用日数」の合計が「サービス開始日等・利用日数」を超えています
7	EL03	※受付: サービス開始年月日がサービス提供年月より以降です	★受付: 請求明細書の「開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています
8	EL04	※受付: サービス終了年月日とサービス提供年月の関係が不正です	★受付: 請求明細書の「終了年月日」に「サービス提供年月」以前、または以降の年月が設定されています
9	EL05	※受付: 契約開始年月日がサービス提供年月より以降です	★受付: 請求明細書の「契約開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています
10	EL06	※受付: 契約終了年月日がサービス提供年月より以前です	★受付: 請求明細書の「契約終了年月日」に「サービス提供年月」以前の年月が設定されています
11	EL07	※受付: 開始年月日と終了年月日の関係に誤りがあります	★受付: 請求明細書の「開始年月日」に「終了年月日」以降の年月日を設定されています
12	EL09	※受付: モニタリング日の年月がサービス提供年月と一致しません	★受付: 相談支援給付費請求書の「モニタリング日」が「サービス提供年月」と一致していません
13	EL10	※受付: 当月の利用日数が当該月の日数を超過しています	★受付: 請求明細書の「利用日数」が当該月の日数を超過しています
14	EL11	※受付: 利用日数が実日数を超過しています	★受付: 請求明細書の「利用日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超過しています
15	EL12	※受付: 日数合計が当該月の日数を超過しています	★受付: 請求明細書の「利用日数」を入院日数「が」日数」を合計した日数が当該月の日数を超過しています

※エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様の整理)

2. 国保連合会で実施する一次審査について

(5) 新たなチェックの追加

- 研究会報告書において「点検内容の精緻化に向け、拡充する必要がある」と提言されたチェックの内、①～④については平成30年4月、⑤～⑧については平成30年度下期以降に対応を行う。

チェック項目	チェック内容	対応方針	インタフェースの変更あり	対応予定時期
① 基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック	基準該当事業所の場合、加算によっては算定できないものがあるため、算定可否をチェックする。	基準該当事業所において算定可能な各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告(重度)とすべき内容を整理する。		平成30年4月
② 請求明細書とサービス提供実績記録票の回数整合性チェックの強化	請求明細書とサービス提供実績記録票について、整合性があることをチェックしているが、より厳密に行うようチェックの範囲を拡張する。 (請求情報間の基本報酬の回数の整合性、加算の回数が基本報酬の回数以下であること等)	＜通所系サービス＞ 請求情報間での不整合のためエラーとする。 ＜入所系サービス＞ 警告(重度)とする。 ※入所日及び退所日に基本報酬が算定できないケースについて、システムでは判断できないため。		平成30年4月
③ 同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック	同一受給者が同一日・同一時間帯に複数のサービスのサービスを利用していないことをチェックする。	警告(重度)とする。 ※同一日・同一時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため。		平成30年4月
④ 上限額管理対象外受給者の利用者負担額チェック	上限額管理対象外の受給者に対して、複数事業所を利用している場合、利用者負担上限額を超えていないことをチェックする。	警告(重度)とする。 ※利用者負担上限額を超過した場合、どの事業所からの請求が正しいかをシステムでは判断できないため。		平成30年4月
⑤ 同一世帯における複数児童の上限額管理チェック	同一世帯に障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合の上限額管理結果を伝送にて受信できるようにし、請求明細書の整合性をチェックする。	インタフェースの見直しを行った上で、警告(重度)とする。 ※エラーとすると、関係事業所の請求について、誤りがない場合でも、返戻となってしまう、影響が大きいと想定されるため。	●	平成30年度下期以降
⑥ 計画相談支援給付費請求書等のモニタリング日チェック	計画相談支援給付費請求書等について、支給決定期間に対するモニタリング日が妥当であることをチェックする。	インタフェースの見直しを行った上で、別途判定レベルの検討を行う。 ※ただし、モニタリング予定月の翌月請求については警告(重度)とする。	●	平成30年度下期以降
⑦ 受給者台帳(支給決定情報)の参照範囲の見直し	月中で台帳更新を行った場合、月全体の台帳情報を有効な台帳とするように参照範囲を見直す。	インタフェースの見直しを含め受給者台帳(支給決定情報)の決定支給期間の参照範囲を最新から月全体の参照へ見直しの上で、台帳情報との不整合についてはエラーとする。	●	平成30年度下期以降
⑧ 各種加算にかかる算定要件チェックの強化	国保連合会に提出される請求情報や台帳情報に含まれていないため、チェックできない内容について、インタフェースの見直し(項目追加等)を行い、各種加算(送迎加算、事業所内相談支援加算等)の算定要件にかかるチェック内容を拡充する。	各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告(重度)とすべき内容を整理する。	●	平成30年度下期以降